

[論 文]

皇位継承史の試み—山田孝雄の思惟

市川 浩 史[※]

要 旨

最後の国学者であることを自任した山田孝雄は日本文学、日本語学、日本史など日本学の多彩な分野にわたって学問的業績を積んだ。そのような学問的歩みのなかで昭和初期の山田はとりわけ皇位継承に関心を示している。ただしこれに関して公刊した業績はなく、富山市立図書館山田孝雄文庫に収蔵されている自筆原稿として残されているのみである。本稿はこの自筆原稿を詳細に分析して、山田の当該問題に関する思想について論じたものである。山田はそれ以外の著書なども含めて、山田自身の天皇観、皇位観そして日本史全般にわたって思索を深めている。本稿はそのなかでもとくに天皇、皇位そして皇位継承というできごとを歴史的に考察するものである。

Key words : 皇位継承, 大嘗祭, 即位, 国体, 皇室典範

はじめに

山田孝雄（1873～1958）は、日本の文学、語学、歴史などに関して多彩な業績を残した、いま風にいえばマルチ学者で、最後の国学者を自任した人物である。たとえば滝浦はこのような山田の営為を「共同体の国学の夢」と評した（滝浦 2009：6）。また市川は、山田のきわめて該博な知識に基づいた独自の国体論に注目した（市川 2017：3）。同時期の、同様な思想的傾向をもった他の論者のなかには、強烈なイデオロギー宣言に急ぐあまり、歴史的な事実認識などにおいて浅薄であった例もあるが、山田はそうした論の追隨を許さぬほどの充実した説を形成した。

さて、山田はとりわけ「国学者」であるという自己認識にふさわしく天皇代々がいかに継承されていったか、という天皇・王権の歴史的展開におおに関心をもっていた。実際、天皇の即位にあわせて執行される大嘗祭の歴史的展開に関してもなみなみならぬ学的関心を示し、『御即位大嘗祭大礼通義』（1915）としてその研究をとりまとめていたほどである。

本稿は、こうした山田の思惟に従って、かれがいかにして皇位継承のありかたに関心を示したか、そしてその背景としていかなることがあったのかといった問題について考察してみたい。

本年は偶々前天皇の生前退位というかたちで皇位の継承が行われた。このタイミングで当該問題について歴史的な経緯の一端を考察することも一定の意味あることと考える次第である。

※ 淑徳大学兼任講師，群馬県立女子大学文学部教授

I 『御即位大嘗祭大礼通義』

この著作ははじめ大正天皇の即位の際に述作され、1915（大正4）年9月5日に発行されている。が、その10数年後の昭和天皇の即位にあわせ、1928（昭和3）年7月28日に版を重ねて刊行されている。このことから山田は、たんに学的な関心だけでこうした問題を掘り起こしていったのではなく、おおいに政治的な関心をも秘めていたことがわかる。それほど山田の思惟は、ある意味で現今の政治・社会情勢の認識を踏まえ、それに急かされた切羽詰まったものであったともいえる。大正天皇は1912年7月30日の明治天皇の死去をうけて、ただちに踐祚を行い、3年後の1915（大正4）年11月11日に即位の大礼そして大嘗祭を執行した。なお、即位礼と大嘗祭とをあわせて大礼という。

さて、山田によれば、皇位の継承とは観念的なことではなく、まさに「神器」というモノの存在・受け渡し自体が重大な要因であった。曰く

実に皇位の継承は即ち之を有形にして神器の伝承にてあらはさるるなり（山田1915：16）
古くから知られてきている通り、天皇の代替わりとは、観念的なことではなく、そのときの天皇の身体に付き従ってきた「神器」がつぎの天皇に伝えられることであるという。ただ三種の「神器」は数奇な運命を辿った。山田曰く、崇神天皇の時に模造された神鏡は数多の事件ののち今宮中の賢所に安置されている。宝剣は寿永の乱の際に惜しくも海中に沈んだ。このことは「怨みてもあまりある事」ではあるが、摸造ではない真実の剣は熱田の宮にまします。と。したがって後世においては「宮中第一の宝剣」は「昼御座剣」を代用していたが、のち伊勢神宮の祭主から奉られた宝剣が「永世の規模」となって今宮中に奉安されている神剣である、という（山田1915：15）¹⁾。

すなわち、このたび大正天皇の即位・大嘗祭が執行されるにあたり（本書の刊行が同年9月5日付けなので、刊行から2か月後のことになる）、先帝から伝承される「神器」はまさにこの神鏡と神剣と、ということになる。なお、もうひとつの「神器」である玉についてはとりわけ言及されていない。

即位式や大嘗祭は古来、文字通り〈古式ゆたかに〉変わらず淡々と執行されてきたかの感、なきにしもあらずであるが、実は明治天皇即位のときに大きな変化を経ている。それは明治天皇の即位に際して再興された登極令に則って行われ、「賢所大前の新儀」が起こされたことを指している。山田はこのことを「中古支那風に浸潤せられたりし御即位の礼もその本義を明に復活」したことになった、と喜んでいる（山田1915：23）。「支那風」云々とは、国学者としての物言いそのものであろう。明治天皇の即位の令および大嘗祭は、「庭上に於ける従前の支那風の幡をすべて廃せられ、之にかふる大幣旗、日幣旗、月幣旗、御前幣旗、左幣旗、右幣旗を樹てられ、香を焼くことを廃し地球儀と奉幣案とを庭に据ゑ」（山田1915：28）て行われたことを言っている。たしかに中国的ないし仏教的な様相である支那風の旗や焼香を廃した儀式自体は明治以来の「新

儀」であったとしても、今現実に新天皇に伝えられる「神器」が宮中賢所に安置されていることを寿いでいるのである。

山田がこれほどまでに大札に関心をもつのは、おそらくこの儀式が、国家にとってきわめて重大な行事であるとかれが考えたゆえであったと思われる。

国法上大札は帝国最高の大典盛儀なれば国家のまさいに行ふ所にして決して、宮中のみの行事にあらざるなり（山田 1915：50）

この点は、大嘗祭について詳細に論じた第11章の冒頭をみればその意味は明白となる。

鎮魂とは天皇皇后両陛下皇太子皇太子妃両殿下の為に離遊せる運魂を招きて身体の中府に鎮め、玉体恙無くまさむを祈る儀にして紀元極めて古く、古より大嘗祭新嘗祭の前日には必ず行はれたりしものなり（山田 1915：118）

つまり、天皇の玉体安穩のために、崇りなどをなすおそれのある悪霊を鎮める儀式と大嘗祭とが不離の関係であったという。これこそは国家と天皇という存在・身体とが不離一体のものであるという思惟を示していよう。ただ、離遊する靈魂を「身体の中府に鎮」める意は不詳であるが、鎮魂なり、ひいては大嘗祭、皇位継承そのものが具体性、身体性をゆたかに伴っていたことは確認できる。

かくして山田の構想する、あるべき皇位継承は、「神器」というモノ、天皇の身体が健全に伝承されてはじめて完全になるというものであったことがわかる。皇位継承とは、たんに皇位が前天皇から皇太子へと移ってゆくことであるといった形式的、形骸的なことにはとどまらず、新旧天皇の身体の安穩が確保されるという身体性、そしてそのことが「神器」というモノの伝承されていくことで保障されることであり、国家にとっての重大事であることが発見された。

II 皇位継承史の試み

山田の皇室典範についての講義案が未定稿として富山市立図書館の山田孝雄文庫に残されている。執筆はおそらく1930年代の早いころ、と推察されるが、明らかではない²⁾。ペン書きの自筆原稿で、「皇室典範講義」と題され、30節におよぶ長大なものである。そして原稿のはじめの箇所と後の箇所とでは筆跡が少々異なっているので、おそらく脱稿には数年を要していると思われる。またこの原稿が刊行に至っていない背景もそのあたりにあるかもしれない。

以下、節の名称だけを挙げておく。

第一節 緒言

第二節 皇室典範の制定 改補

第三節 皇室典範の性質

第四節 皇室典範と憲法との関係

第五節 皇室典範と皇室令その他の法令

- 第六節 大日本帝国
- 第七節 すめらみこと、あきつかみ、天皇
- 第八節 皇位
- 第九節 皇統
- 第十節 皇室
- 第十一節 皇位の継承
- 第十二節 皇位継承の習慣
- 第十三節 皇位継承の順位
- 第十四節 皇位継承の時期
- 第十五節 踐祚
- 第十六節 神器
- 第十七節 即位の礼
- 第十八節 大嘗祭
- 第十九節 元号
- 第二十節 皇后
- 第二十一節 皇太子、皇太孫、皇嗣
- 第二十二節 皇族 附
- 第二十三節 ——皇□の親族
- 第二十四節 皇統譜
- 第二十五節 敬称
- 第二十六節 成年
- 第二十七節 摂政
- 第二十八節 太傅
- 第二十九節 皇室会議 皇族訴訟及び懲戒
- 第三十節 世伝御領及び皇室経費

ただし、原稿が進んだ段階で数か所にわたり節名が変更されたりしている。なお、第二十三節の「皇」のつぎの字は判読不能である。また山田が語った、この皇室典範は、1889（明治22）年に制定され、大日本帝国憲法と同格の最高法規であり（「典憲」）、現行の同名の法律とは性格が異なる。

まず、第一節 緒言の冒頭でつぎのような箇所があるのはきわめて興味深い。「(国文学科の為に皇室典範を説くのは) 第一は国民の常識として、必ず知らざるべからざるものなることなるが故なり。苟も日本国民たるものは先づ、この尊厳なる国体を知らざるべからず……」³⁾とあることである。この原稿が執筆され始めたのが1930年代の早いころであったとすれば、この「国文学科」は東北帝国大学のそれ、であった可能性がある。山田は1933年に突然、東北帝国大学法文

学部教授を辞任しているの、それ以前ならば教授在職中である。その後1940年4月に文部省所管の「官立大学」となった神宮皇学館大学の学長に任官している（1945年まで）。したがって、この講義を享受した（かもしれない）対象者を確定することは今、困難である。少なくとも、山田が構想していた国文学科のカリキュラムには皇室典範講義が必須であったこと、そして山田が国文学研究にはこの知識が必要である、と捉えていたことは明白である。

ただ山田の学長在任中の神宮皇学館には、神職の養成のために神道を教授、研究する部署がなく、いわゆる国文学科はまだなかった。なお、1882（明治15）年に創立された神宮皇学館に「神宮皇学館教育ノ旨趣」を述べる同総裁賀陽宮邦憲王の「令旨」が1900（明治33）年2月18日付けで出されているが、それは「皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ補ハントスルニ在リ……」というものであった。ここにいう「文学」が今日いう日本文学と同義であるか否かは審かではない。いずれにせよ、山田が皇位継承史の学習、修得が必須と考えた「国文学科」は不詳ではある。しかし、少なくとも文学部において学ばれる日本文学、あるいは神職になるための学識を得るためには皇位継承の歴史の知識が必要であると山田は考えたのである。それは「国体」を知るという重要な目的でもあった。

さて、第二には、法制的な側面から、立憲政体の規定としての大日本帝国憲法を説くだけでなく、「国体の基たるべき条目」に力を入れなければならないという。この「国体の基たる」条目こそが代々の天皇に関する事蹟（皇位継承）であることになる。

そして第三として、「国語国文国史の学はどれも間接に直接に国体に関するもの」であるので、これらの学問研究に従事する者は必ず「国体」については正しい基礎的な認識をもっていなければならないという。これらの理由により、以下、皇位継承史としての皇室典範について講義する、と宣言している。

まず、皇室という存在が公的なものか、あるいは私的なものか、という根本的な命題が示される。この見解如何により、皇室典範という法規範の性格が規定されることになる（第三、四節）。

山田にとって「わが国体が国家と皇室と二にして一」であったから、多くの法学者のいうように皇室典範は皇室一家の私法であるという説は誤謬であり、したがって皇室典範は公法であるという。皇室は日本国家にとってけっして私的な存在ではなく、全き公的なもの、というものである。この点は、「かの天皇を機関なりといふ僻説を唱へたる学者も認めている、その一例として佐々木惣一『日本憲法要論』を例示している。佐々木は東の美濃部達吉とならんで、リベラルな憲法説を講じた京都帝国大学法学部教授であった。佐々木はこの書が出版された1930年の3年後、滝川事件に抗議して教授を辞職している。山田は自らとは見解を異にする憲法学者の説を「僻説」と貶しながらもその著作には目を通していたことがわかる。天皇は「機関」ではないが、公的な存在である、という山田説はこのあとさらに展開されることはなかった。

また憲法についても山田は独自の見解を示している（四節）。曰く、大日本帝国憲法は、明治22年2月11日に発布されたのだが、それは形式的なことであって、「実質憲法は皇祖皇宗の太古

より儼然として存立したりしことは勿論なりとす。ことにこの皇室典範に規定せられてあることの根本的事実はすべて古来祖宗の遵奉し来られたりしこと」であり、それを「明文化」したのが明治天皇である、と。「実質憲法」というときの「実質」の語が憲法にかかる形容詞的なものか、「実質憲法」という熟語なのか判然としないが⁴⁾、皇祖皇宗の事蹟自体が「憲法」の実態であるとする見解である。しかし、もちろんこれ自体は到底法学的な検討の対象にはならないものではあるが、注目すべきは、山田が憲法（のなかみ・実質）は神武天皇以来存在しつづけている歴史的存在と捉えていることである。その意味で、憲法は歴史学研究の対象でもあることになる。つまり、形式的そして歴史的には明治22年に制定されたものではあるが、「実質的」にはすでに神武天皇の太古の昔から存在している、という通歴史的な・普遍的な存在であるという。したがって皇室典範自体もそれに付随して、通歴史的・普遍的であるということになる。明治天皇の時にはその「明文」化がなされたにすぎないのである。

以下、山田の行論には、豊富な挙例がなされる章節とほとんど挙例がなされない場合とがある。それはおそらく史料の残存性によるところ大であると思われるが、それにとどまらず、山田自身の問題関心のありかに基づいていることも少なくないと思われる。たとえば、「第十七節 即位の令」や「第十八節 大嘗祭」では詳細な実証や挙例、考証がほとんど無いが、「第二十節 改元」では多数の例を挙げ、実証を試みている。おそらくこうした背景には、山田の自家薬籠中の古典文学のなかに即位や大嘗祭などの記述が少ないこと⁵⁾、そしてそれとは逆に改元の記事などが多いことなどによるものと思われる。

さらにこのことは、第二十節のなかの皇后のありかた（皇后、女御、更衣……）についての記述の多さにも現われている。そしてその「皇后」に関して、世の書物には皇后についていろいろ記述されてはいるが、それはただ「立后」の事実を記録したものにすぎず、「立后」の儀式が実際に行われたということではない、という。つまり、山田にとって、皇室の諸行事に関しては、後世のために記録されているか否か、ということよりも、その時点で実際に執行されることこそ重要である、と考えていたことがわかる。このことは、皇室典範、そして皇室に関わる諸行事が「国文学科」の（教育の）ために必要である、という発言を考え合わせれば、きわめて重大なことを告げている。すなわち、山田にとって、（国文学科において）古き日本の皇位の継承など、皇室のありかたについて教授し、学ぶことは、ただ昔の事実を知ることにとどまらず、現実に行う・執行することこそ重大である、ということであったのである。この『皇室典範講義』が1930年代に著わされたことを考えると、山田ははるか後に予想される、つぎの天皇の代替わりを見据えていたということであろう。そのための「国文学科」の教育であった。

Ⅲ 1930年代という意味

『皇室典範講義』第二十一節においては「皇太子、皇太后、皇嗣」（あとの論述ではこの順序が

逆になっている)について語られている。「ヒツキノミコ」が複数いるときの即位のありかたなどが問題とされており、考証も詳しい。また親王が皇太子となる事例も多くあげられておりたいへん詳細である。この原稿が執筆された1930年代は、昭和天皇が即位してまだ数年しか経過しておらず、こうした問題に関する事情はあまり切迫していないように思われる。にもかかわらず、山田がかくまで詳細にこの問題について論じたのはなぜなのだろうか。

曰く、「されば李王家の如きは皇族に準せられ臣民中最上の待遇を受けてはあれど、李氏といふ苗字あれば、直ちに皇族にあらぬを見ることを得べし」とある。これをみれば明白である。山田は、1897年、大韓帝国となっていた李氏朝鮮を日本の植民地とした1910年の事件を念頭においていたのである。いわゆる「併合」後、かつての王家の李氏が日本国内においてそれなりの待遇を受けていたことを背景とした発言である。「併合」によって日本となった、かつての李氏朝鮮の王家の人々が日本の皇族となる場合を想定したということであろう。彼らはあくまで「皇室に準せられた臣民」にすぎず、けっして皇室の正式な構成員ではないことをこのように確認しているわけである⁶⁾。かくして山田は、そのときの政治情勢にきわめて敏感であった。この点は摂政についての見解にも如実に現われている。摂政が扱われているのは第二十六節であるが、そこでつぎのようにいう。

抑も摂政を置くことは常規にあらず。然れども、わが国体に基つき時として必要を生ずることあるを免れざるなり。その理由はわが国体に於いて行為の能力を有することを以て皇位継承条件とせざるによる。(山田 1930- : ※)

あからさまなほどの表現であるが、いわずもがな大正天皇のことをさしている。摂政は「常規」ではないが、近い過去にそれを必要とした時期があった以上、そういった事態を想定した備えをすべきだ、というのである。摂政についてはかなり詳細な論が展開される。「関白は補佐、摂政は代行」と添え書きをしたうえで、

- (一) 摂政を認めて摂位を認めず
- (二) 代理の関係にして補佐の関係にあらず
- (三) 摂政は皇族に限る

とメモ書き程度の記述がある。これ以後は摂政に関してのより深めた論説はなく、文章に乱れなどもあるので、のちに摂政については推敲がなされなかったと想定される。さて、それはそれとして、上の摂政の限定条件は興味深い。大正天皇の摂政を皇太子であった裕仁親王が務めたことを念頭において、それを事後承認するような議論である。摂政はあくまでも天皇の代行であって、皇「位」を替わるといった体のものではないことが強調されている。かつて平安時代の摂政が「皇族」ではなく、姻戚の藤原氏であったことなどは一切言及されていない。この摂政論も、執筆当時の政治情勢を如実に踏まえたものになっていたことを考慮するならば、山田の皇位継承史の教授についての目的は、「国文学科」教育であったのだが、そこには多分に政治的な、それもアップ・トゥ・デイトな意味合いも含まれていたことがわかる。とすると、もともとの山

田の教育論もその文脈で再考する必要があるだろう。

「皇室典範講義」が執筆されたと想定される1930年代は、日本の天皇制にとってはそれほど危機状態にあったわけではないと思われる。すでに大正を終って昭和となっており、現天皇も若く健在であったことを思えば、山田のような思想をもつ学者が危惧を抱く時代的な要因は思いつきにくい。

しかし、大情況は深刻であった。いわゆる15年戦争といわれる一連の戦争状態が始まったばかりであったからである。おそらく山田は学識に裏付けられた、ある感触を以て深刻に同時代をみていたのかもしれない。この戦争状態は短期では終わらないという獮たる見通しめいたものを国学者山田がもっていたということかもしれない。そのために、あるいは来るかもしれない近い将来の危機に備えて、天皇の永続をはかる手はずを山田孝雄は国学者として備えていた。

この第二十一節のあとには上に論じた第二十六節 摂政以外の論述はなされていないでこのまま途中で終わっている。興味関心が尽きたのかあるいは体調不良などの事情によるものなのかは不明である。

IV 山田孝雄の時代認識

山田が即位礼やその直後に執行される大嘗祭の歴史的な展開相について『即位大嘗祭大礼通義』を書いていることはすでに紹介したが、それはまず1915（大正4）年9月5日に刊行されていた。つまり大正天皇の即位礼および大嘗祭が行われる直前であった。そしてそれから13年後、東北帝国大学教授であった1928（昭和3）年7月28日に同じ書を再刊した。これは、天皇の即位、大嘗祭といった誰でも遭遇するというものではない歴史的な事件の時期に二度も遭遇することを得たことを奇貨として国学者たる山田が学識のすべてをかけてこの大問題について講義したものである。したがって、この書の刊行、再刊自体が学問的な立場から即位、大嘗祭に貢献しようという彼の意図を認めることができる。こうした儀式といえども時代の変遷によって変化はあるものの「この度の大嘗祭は如何なる制によらせらるべきか。予め知るべからずといへども、冀はくは貞観延喜の旧制に復せられたきことなり」（山田 1915：132）（「この度」とは大正天皇の事例をさす）と述べたことばは、国学者山田孝雄の真面目であったに違いない。

しかし、代々の天皇の即位、大嘗祭、皇位継承のありようを山田が「講義」をするとき、なぜ皇室典範という法規範という形式を用いたのだろうか。『即位大嘗祭大礼通義』は、即位礼、大嘗祭に特化した歴史的な展開の研究であるが、皇室典範はあくまでも法規範である。また皇室典範の講義のなかで、憲法学者の説なども適宜引用して自説を補強するといった、山田にとって専門外の分野への学的援用までおこなっているのは法規範というものに山田においてかなりの拘泥があるということである。

じつは皇室典範は自らをつぎのように規定している。「皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定ス

ルモノナリ。故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スルモノニ非ス」(第三節)。すなわち、皇室典範は皇室の「家法」であって、「国家の公法」ではないことを示している。しかし、山田の立場は、皇室典範は家法ではなく、公法であるという点にかかっている。皇室典範が家法であるということと公法であることとは全く意味が異なる。家法であるということは、皇室自体が私的な存在であることを示すことにつながり、逆に公法であるということは、皇室を国家機構のなかに正式に位置づけられるということを中心とする。山田がわざわざ皇室典範という法規範は公法であるということを中心とするところ、皇室が公的な存在であることを主張するところに本来の意図があったということである。つまり皇室典範の講義というかたちで皇室典範の私的性格を排除することこそ山田の目論見であったと考えられるのである。その果てに皇室の公的性格の主張が浮上してくる。皇室が公的なものであるということが法規範において証明されれば、国家における位置づけが法的に定まることになる。天皇という存在が「機関」などであってはならない、とは皇室典範講義のなかで言及されていることであるが、法学者に任せておけばこのような機関説のごとき説が出来ることになる。したがって、自分のような国学者こそ、天皇の公共性、皇室の公的性格を保証することができる、と山田は考えたのである。山田は法学者の多くは「立憲政体としての規定たる憲法の条目を説くを主として、国体の基たるべき条目に力を加へざるが如きもの往々存することを見聞」していたからだ、と述べている(第一節)。いまや日本にとって重要であることは、立憲とか政体、憲法などといった法学的な概念などではなく、「国体」そのものである、という思惟が山田を捉えていた。そのうえで、山田は国体に関する多くの著作をなしていったわけである。

山田の思考はじつに柔軟であった。けっして固定的なものごとを捉えていたのではない。たとえば、大嘗祭といったものでさえ「新儀」が含まれていることを是認し、寿いでいる。

今御即位礼の終ると共に大嘗祭を行はせらるるは、これ古来なき所にして明治天皇御制定の新儀なりといへども、かへりてその本義のよく發揮せられし尊きことの限りといふべし。(山田 1928 : 25)

この発言は、宮城県の教育会からの依頼にこたえて『御大礼の精神』として講演した記録のなかにあるものである⁷⁾。古くは即位と踐祚とは同じもので分割されていなかったのだが、いくつかの理由のもとに二分されることになったことを説き、現在は明治天皇の発案で、即位礼のあとに大嘗祭を挙行することになったことを即位と踐祚とが同じであったという「令義解」の解釈に等しいとして称賛したのである。論理的には、即位と踐祚とが同じであるということと、即位礼と大嘗祭とを二分して即位礼のあとに大嘗祭を挙行することとは無関係のことではあるが、とにかく明治天皇の発案を根拠にして「新儀」を肯定したのである。山田にとって、何も古い型に拘泥することが重要なのではなく、結果として「国体」を守ることにつながるならば、「新儀」であっても許容されるわけである。このような柔軟さがつぎの代での即位や大嘗祭のありかたにまでも意を用いることを可能にしたのであろう。なんとでも「国体」を護持することが至上命題に

なっていたことが十分に推測される。大逆事件に触発され、信頼する古典の「中今」という語の重要性を説くことで「国体」の護持に応じた『大日本国体概論』の1910（明治43）年11月の段階での危機とは質的に異なる危機が1930年代には迫っていた。そのことを敏感に察知していた山田はその危機を克服することに国学者として誠実に、そして柔軟に応じようとしたということであろう。「国体には変遷なし」⁸⁾だが、その「国体」を護持するための手段は時代の推移に応じて多様でありえた／多様でなければならなかった。

しかるに「わが国体は、国家と皇室と国民とが一体なり」⁹⁾なので、上記の国体論は机上のレベルのものではありえず、国家存立にかかわる大問題であった。ましてや1930年代となった今、戦時といえる今では、その意味で、山田孝雄にとって国体は護持され続けられなければならないものであったから、（山田からみれば）法学者のごときいわば学術的な議論に耽ることが許されない、切実な関心事であった。

V 皇族の責任

山田の、姓が無いことを以て皇族たりえるという趣旨の発言が散見される。『国体の本義』第五章でも同趣旨の行論がなされている。曰く、皇族には姓が無いという尊厳な事実がある、あるとき一旦姓を賜ると臣籍に降りることになる、臣籍に降りると「皇位継承の責任と権利とを有せざることを示す」ことになる、と。皇族には皇位継承の責任と権利とがあって、「何時如何なる事情によりて皇位につかることあらむ」のである。もちろん皇位継承の順位なるものはあるが、要するに皇位に就くのは皇族しかありえない、その責任と権利とが相即する、そしてその故に尊厳であるというのである。

たとえば姓とはそもそも他との区別を示すときに要するもの、そして中国の皇帝は漢では劉氏、唐では李氏……というように常に姓をもっていると対比しつつ、日本の天皇・皇族は世界で唯一無二の存在なので姓をもたない、そのこと自体が天皇・皇族の尊厳性の根源だ、といった趣旨の言及は山田の著作のあちこちに散見する。

『国体の本義』第五章では、平安時代の源融の場合を例示する（山田 1933：112）。陽成天皇が退位するとき、源融がつぎの皇位に自らが即位する用意があると自薦した。融はたしかに嵯峨天皇の皇子なので、その資格があるようにみえる。しかし「皇胤たりといへども、姓を給はりて、只人にて仕はれたる人即位の例如何」と時の太政大臣藤原基経が恫喝したという（同）。源融は、単純に自らが嵯峨天皇の皇子ゆえに天皇即位の意志を明らかにしたまで、と言ってよい。しかし、基経の名でそれは明確に否定された。いかに天皇の血をひく子孫であっても姓を得た者は臣民で「只人」、けっして皇位に就くことはできない。「皇子皇孫に姓を賜ふや……尊貴の榮稱を下し賜ふといへども、これただ臣下の間に於ける榮稱にして以て皇族たることの徴卜すること能はざる」（同）のである。姓をもつ者はけっして皇位に就くことはできない、同時に姓をもたない者

は皇族としていついかなる時に皇位を継承するかわからないのだ、それこそが皇族の責任だ、という。皇族は尊貴だ、という論調は常套的であるが、皇族の責任を問題にする論は他にはみられない。

「国体が国家と皇室と二にして一なること」（「皇室典範講義」第四節）、「国家と皇室と国民とが一体にして」「古今を通じて唯一」そして「国体の事実上の中心は天皇にあ」（『国体の本義』第五章）るとすれば、国体、皇族の頂点にある天皇に課せられる責任はきわめて重大であることになる。山田の皇族責任論の根拠はここにあるとみてよいだろう。天皇が国体の中心であるならば、「即ち、わが日本国の永久不動の中心が天壤無窮の皇位に存するもの」であり、「皇位は日本国の主権の具象的な事実」（同）である、と、日本国の中心を担うべき皇位の継承の重要性とそれともなう責任論はこのようにして説明されることになる。

国体、国家と同一なる天皇・皇族の国家内におけるありかたを定めた皇室典範はかくしてたんに皇室〈一家〉の「私法」などではなく、国家そのものにかかわる「公法」であるという趣旨が成立する。その責任というものもしたがって、国家における／国家に対する責任、ということになろう。天皇が国家に対して、国家と国民とが同一であるならば、国民に対しても責任を果たすべき存在である、ということである。

では、現実に大日本国憲法において、天皇は果たして国民（臣民）に対して責任を負うべきものとされていたのであろうか。大日本帝国憲法「第一章 天皇」では天皇自身についての規定、職務などについて記され、「第二章 臣民権利義務」に続いている。すなわち、憲法では、天皇がいかなる存在であり、そして何を行うべきかについて記されているのであり、けっして天皇の「責任」などには言及されていない。したがって、天皇・皇室に国民に対する責任あり、という論はまったく山田の独見でしかない、というべきである。

天皇が自らに課せられた責任を全うすることができなかつたとされている例をひとつ挙げる。それは聖武天皇が皇女孝謙天皇に譲位した事例である（「皇室典範講義」第十三節。山田 1930-：※）。聖武天皇は自身が健康であったにもかかわらず、しかも皇子ではなく皇女に譲位したのだが、それは「皇祖皇宗の御遺訓に合せぬ御処置」であるとともに、譲位の目的のひとつが天皇自身が「沙弥勝満として仏道を修行せらるゝにありしもの」であった、という。そしてそれは「国体上ゆゆしき大事件のはじまりしもの」「わが国体の危機まことにこの時に胚胎せり」、と結論づけた。聖武天皇の事例において問題点がふたつあったという。そのひとつは皇子ではなく皇女に譲位したこと、そして僧侶として仏道修行をしたことである。第一の点については、山田の立場からすれば容赦なく責任を追及されるべきことである。古来皇族の男子が即位することが通例とされてきており、現実に大日本帝国憲法にも「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」（第二条）とあるので、これを根拠とするならば、たしかに聖武天皇の孝謙天皇への譲位は責められてしかるべきである。しかし、つぎの第二点については、「国学者」たる山田の思想的な立場¹⁰⁾からの独自の主張である。女帝という存在自体は孝謙天皇より古く推古天皇の事例

もあることから、孝謙天皇への譲位の事例を以て「ゆゆしき」ことと断定するのは無理のようにみえる。そこで山田は、聖武天皇が「沙弥勝満」として仏道修行をしたことが「国体上ゆゆしき大事件のはじまりしもの」と述べていることは実に周到ないまわしであった。ただ、天皇が仏教に帰依し、信仰することがなんらかの規範に抵触するか否かについて、ある思想的な立場からの判断は別として、その客観的判断は難しい。しかし、「国体」と仏教とが共存しにくいと「国学者」山田が考えていたことは確認できる。

上の聖武天皇批判にみられるように、山田が自らの独自の規準のもとに、歴史上の事例を批判的に検証し、冷静に批判することが可能であったのは、山田の国体に関する熱情ではなく、理性的、学的なエトスによるものと思われる。天皇の責任論もこれと同様で、「国学者」としての責務において、天皇、皇族の「責任」を問うという姿勢を発見することができた、と考えられる。ちなみに山田の眼には聖武天皇がことのほか問題として映ったようで、「第二十節 皇后」でも、従来は皇后になる女性はすべて皇族から出ていたのだが、聖武天皇の皇后・光明子が「臣下からの初例」であったと記している。光明子は藤原不比等の女であった。この箇所ですべて天皇に対する批判めいた書きぶりはないが、聖武天皇に対して山田の批判的な視点があったことは事実であろう。

VI 神器論

『御即位大嘗祭大礼通義』に「実に皇位の継承は即ち之を有形にしては神器の伝承にてあらはさるるなり」（山田 1915：16）と記されていた。かほどに神器は重要とされた。神器というモノの重要性である。あるべき姿で皇位が継承されたとしても神器の受け渡しがなければ無意味であった。このことはたとえば『大鏡』の花山天皇が意図せぬ出家に追い込まれたという有名な事例を想起するまでもなく当たり前のことであった。

『国体の本義』第六章では、いわゆる三種の神器のうち、剣、鏡が崇神天皇によって「摸造」されたことに触れている。摸造された神鏡は宮中の賢所に安置されて現在に至っている、神剣は安徳天皇のとき、壇ノ浦に沈んだので、代替の剣が伊勢神宮から寄進されて今、宮中にある、しかるに、「古今に通じて変遷なきはかの八坂瓊勾玉」なのであるが、これは崇神天皇も摸造することなく「実に神代以来今日に至るまで古の儘伝へられて宮中に奉安せられ、行幸の時には必ず御身を放たせたまはぬ」（『国体の本義』第六章）というものであった。そして誰の目にも触れたことのない、摸造されたこともないこの「勾玉」こそ「仁愛の象徴」であるということを山田は論証している（同）。これらの叙述によれば、三種の神器のうち、勾玉こそが神器の中心となすモノで皇位の象徴でもあるものなのだが、皇位継承に関する山田の論にはこうした具体的な神器論は含まれない。行論する予定であったのがそこまで筆が及ばなかったのか、あるいは他に何かの理由があったのかは不明であるが、とにかく皇位継承史を検証した「皇室典範講義」ではほと

んど論じられていない。最も重要な神器である勾玉について論じることは、皇位に関する公的な規範であるという「皇室典範」の講義にとってきわめて重要なことと思われるのだが、その中に言及されていないのは残念ではある。

おわりに

以上、山田孝雄の皇位継承史についての論を考察した。おもに皇位継承という、おそらく最大級の〈国事〉に関する法規範である「皇室典範」の山田の講義という形式の原稿を用いて考察したのだが、未完成原稿ということもあって、充分には練られてはいない行論に沿って考察せざるをえなかったため、不明な点も少なくない。しかし、山田のこの問題に関する思惟の重要な一部を確認することができた。

それはまず、皇位継承史について詳細な規定を施している皇室典範についての講義、ひいてはその知識が、「国文学科」の教育・学習にとって重要である、とされていること。そして、山田が、天皇、皇族の責任について論じていたこと、さらに、三種の神器のうちの「八坂瓊勾玉」が最重要であることを指摘し、その観念的意味付けを試みていること、などであった。ただ、皇位の継承については、即位礼という対外的、外面的な国家儀礼とともに大嘗祭という密室的、内面的な宗教儀礼とがあいまってこまごまとくに執行されたといえるものであるが、山田孝雄において、こうした点が明確に意識されていたのか否かは明確ではない。即位礼と大嘗祭、そして法規範である皇室典範に関するかれの見解を辿ることは十分に可能であるが、それらが山田の内面的思惟において統合されていたのかはやはり明確ではなかった。

【註】

- 1) 宮中に安置されている神鏡、神剣という「神器」が「摸造」であるという指摘は、常識的にはおそらくタブーに属することであろうが、山田は臆することなく、記述し、また各地の教員や神職の講習会などでもこの問題についての講演もおこなっている。たとえば、『国体の本義』第六章など。講演については、1928（昭和3）年に宮城県教育会主催で行われた「御大礼の精神」という講演でも、宮中に安置されている「神器」はかつて崇神天皇のときに「摸造」されたものと明言する（『御大礼の精神』宮城県教育会編、1928）。また寿永の乱の際に海中に沈んだ神剣のかわりに伊勢神宮から代わりに宮中に納められた神剣が、歴代の天皇の身体に密着している由について述べている（『国民道徳概論』）。
- 2) 富山市立図書館の判断によれば1936年以降、である。
原稿の冒頭の目次には「第二十四節 皇統譜」とあるが、実際にはこの節には記述はない。なお、使用されている原稿用紙には「丸善」製と「仙台文房堂」製が混在している。
- 3) ページ数は明示されていない箇所もあるので、ここでは示さない。行論中では「※」で示した。
- 4) 今日の憲法学では、成文法であれ、不文であれ、とにかくある内容をもった憲法のことを「実質的意味の憲法」という。（たとえば芦部信喜『憲法』第五版（岩波書店、2011、4ページ）。したがって、この文脈の「実質」は、現在の憲法学にいう「形式的意味」と「実質的意味」という分類のひとつである「実

質的意味」のことを指していることがわかる。

- 5) また、大嘗祭についてこの書のなかで記述が少ないのは、その専著として『御即位大嘗祭大礼通義』がすでに著わされているからであろう。
- 6) 『国体の本義』第五章でも言及されている（110ページ）。
- 7) 1928年10月29日宮城県教育会編、宮城国定教科書特約販売所刊行。本書は富山市立図書館 山田孝雄文庫所蔵。なお、山田は、このような教育や神職の関係者から依頼された種々の講演には面倒がらずに積極的に応じた。
- 8) 『国体の本義』第六章122ページ（宝文館、1933）。
- 9) 同上第五章93ページ。
- 10) 外来宗教である仏教に帰依したり、同じく外来思想の儒教に意を寄せたりすることは国学の立場からは忌まれるべきとされることは周知ではあるが、1930年代にそうしたことを主張することに現実性があったとは考えられない。

【文献】

- 芦部信喜（2011）『憲法』第五版 岩波書店。
- 市川浩史（2017）「山田孝雄の『国体』」『群馬県立女子大学紀要』第38号，P.2-3。
- 佐々木惣一（1930）『日本憲法要論』金刺芳流堂。
- 滝浦真人（2009）『山田孝雄—共同体の国学の夢—』講談社。
- 山田孝雄（1915）『御即位大嘗祭大礼通義』宝文館。
- 山田孝雄（1928）『御即位大嘗祭大礼通義』宝文館。
- 山田孝雄（1928）『御大礼の精神』宮城県教育会編・宮城国定教科書特約販売所。
- 山田孝雄（1930-）『皇室典範講義』（手書き原稿）富山市立図書館山田孝雄文庫蔵。
- 山田孝雄（1933）『国体の本義』宝文館。